

不服審査

-

(2) 審査請求の状況

処 理 区 分		申告所得税	源泉所得税	法 人 税	相 続 税	贈 与 税	消 費 税	有価証券取引税	法人特別税等	地方消費税	そ の 他	酒 税	徴収関係	計	
		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
本年度要処理	本前年度未決繰越件数	58	1	50	3	3	15	-	5	15	-	-	3	153	
	本年度に請求した件数	処分に係るもの	8	2	21	4	1	3	-	-	3	-	-	2	44
		不作為に係るもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	みなす審査請求件数	-	-	-	-	-	3	-	-	3	-	-	-	6	
	計	66	3	71	7	4	21	-	5	21	-	-	5	203	
みなす取下件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
本年度処	取下件数	3	-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	3	16	
	却下件数	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
	棄却件数	25	-	31	-	-	15	-	5	15	-	-	2	93	
	全部取消件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	一部取消件数	1	-	-	3	3	-	-	-	-	-	-	-	7	
変更その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計	29	-	44	3	3	15	-	5	15	-	-	5	119		
本年度未決繰越件数	37	3	27	4	1	6	-	-	-	6	-	-	-	84	

- 調査対象等：平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に国税通則法及び行政不服審査法(行政機関の保有する情報の公開に関する法律に関するものを除く。)に基づき「異議申立て」及び「審査請求」のされたものを掲げた。
- 用語の説明：
- 「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。
 - 「みなす審査請求」とは、国税局長又は税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。
 - 「みなす取下げ」とは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発して下げられたものとみなされた審査請求をいう。
 - 「取下げ」とは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。
 - 「却下」とは、不服申立ての要件を欠いているため審理の対象にならないと判定したものをいう。
 - 「棄却」とは、原処分を適法又は妥当と認め不服申立てが認められなかったものをいう。
 - 「取消し」又は「変更」とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取り消したものをいう。